

公益財団法人 佐藤陽国際奨学財団
2018年派遣留学奨学生募集について
(埼玉大学から協定校への派遣留学予定者対象)

本奨学金へ申請を希望する学生は、本募集要項をよく理解の上、国際室へ申請書類を提出すること。

I. 応募資格

バングラデシュ、ブータン、ブルネイ、カンボジア、インド、インドネシア、ラオス、マレーシア、モルディブ、ミャンマー、ネパール、パキスタン、フィリピン、シンガポール、スリランカ、タイ、東ティモール、ベトナムへ留学を希望する日本国籍を有する学生で、以下の条件を満たす者

- ① 国際理解と国際親善に関心を持っている者
- ② 学習奨励金等の名目の如何にかかわらず他の奨学支援団体等から奨学金またはそれに類する金品を受給していない者（学習奨励金、研究助成金などを受給している場合は、事前に事務局に問い合わせること。貸与奨学金、学費免除は応募可。）
- ③ 奨学生として合格後、異文化交流を目的とする当財団の交流会に必ず出席できる者（留学の前後に開催される交流会に6回出席すること。交通費支給。）
- ④ 埼玉大学に在籍する学生であって、協定プログラムで定められた対象大学の在籍期間（履修期間）が6ヶ月以上かつ2セメスター以上ある者
- ⑤ 2018年9月末までに留学を開始する者
- ⑥ 埼玉大学における学業成績がGPA3.0以上の者
- ⑦ 留学先での勉学・研究に支障のない語学力を有する者
- ⑧ 留学先国で就業又は居住している親がいない者
- ⑨ 奨学生を終了後、SATOMとして財団の交流活動やネットワーク構築等に積極的に協力できる者（SATOM(サトム)とは佐藤陽国際奨学財団の卒業生の総称です。）

II. 奨学金

1. 支給額

月額： 80,000円（ただし、留学先国がシンガポールの場合は、月額120,000円）
奨学金支給開始時期は2018年4月1日以降、渡航月及び帰国月の1ヶ月未満は週割にて計算します。

渡航費：250,000円（用途：往復航空券、空港施設使用料等）

交換留学一時金：100,000円（用途：予防接種等）

保険料及び海外安全危機管理サービス費の実費（上限150,000円）を負担します。

2. 支給期間

①短期派遣留学：満6ヶ月以上12ヶ月以内

②ダブル・ディグリープログラム派遣留学：24ヶ月以内

奨学金の支給対象期間は、留学対象国に入国した日から履修期間（協定プログラムで定められた対象大学の在籍期間）を終えて当該国を出国する日までとし、「履修期間」＋「履修前後の準備期間 合計30日」を超えない範囲とする。

（協定プログラム開始前に現地で語学学校に通う場合は、上記の「履修前後の期間 30日」以内を支給対象とする。）

3. 支給方法

2ヶ月毎、2ヶ月分を本人名義の日本国内の口座に振り込む。

Ⅲ. 募集人員

10～15名

Ⅳ. 書類受付締切

平成29年12月22日（金）正午 ※締切厳守

Ⅴ. 応募方法

応募者は、下記書類をすべて揃えて国際室に提出すること。なお、大学・学年等については2018年4月時点²を記入すること。

① 申請書（2枚） ※別紙①

*1 ページ目 「HOME（在籍）大学」の留学生課担当部署等には以下のよう²に記載すること

担当部署名： 国際室
担当者名： 巖淵 知乃
電話番号：048-858-9061
FAX： 048-858-9675
E-mail: ryugaku@gr.saitama-u.ac.jp

② 指導教員推薦書（厳封） ※別紙②

③ エッセイ（1枚） ※別紙③

④ 派遣留学計画書 ※別紙④

⑤ 経費計画書 ※別紙⑤

⑥ 研究計画書（2018年4月に大学院在籍学生のみ提出）A4サイズ1枚、ワープロ可

⑦ 在籍証明書

- ⑧ 学業成績証明書
- ⑨ 承諾書（保護者記入） ※別紙⑥
- ⑩ 応募者の留学スケジュール（履修の開始及び終了予定時期、帰国時の埼玉大学の学年及び卒業予定時期）A4サイズ1枚、ワープロ可

VI. 選考及び結果発表

書面選考及び面接選考

- ・書面選考の結果は、2月中旬に通知する。
- ・面接選考は3月3日（土）および4日（日）に東京にて実施する（日本国内交通費支給）。面接選考での自己PRは英語で行う。
- ・面接選考の結果は、3月中旬までに通知する。
- ・合格した学生は東京で行われる「説明会：4月7日（土）」及び「認証式：4月8日（日）」に必ず出席すること（交通費支給）。

VII. 留意事項

1. 派遣留学奨学生が以下の各号のいずれかに該当する場合は、奨学金の支給を停止することがある。（「奨学生規則」を佐藤陽国際奨学財団のHP（<http://www.sisf.or.jp>）で事前に確認してください）
 - ① 留学期間中に無断で帰国した場合
 - ② 交流会を無断で欠席した場合
 - ③ 「生活報告書」その他提出物を期限内に提出しなかった場合
 - ④ 指導教員から修学または研究の継続が不相当とされた場合
 - ⑤ 学業成績が不良の場合
 - ⑥ 休学・転学の場合
 - ⑦ 法律や社会秩序に反する行為を行った場合
 - ⑧ 財団の名誉を傷つける行為をした場合
2. 合格した時点で派遣先大学の承認を得られていない場合は仮合格者として扱い、その後、承認を得られなかった場合には合格を取り消す。
3. 「留学先大学の入学許可書（写し）」を入手次第、国際室を通して提出のこと（必須）。
4. フォーマットのある申請書、計画書等の記入は全て自筆とする。

<問い合わせ先>

国際室 担当 巖淵（いわぶち）

Email: ryugaku@gr.saitama-u.ac.jp

Tel: 048-858-9061